

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**国民健康保険税が減免**となります。

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方  
⇒ **保険税の一部を減額**

### ※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険税の減免額**は、**減免対象保険税額** ( $A \times B/C$ ) に  
**減免割合** (D) をかけた金額です。

### 減免対象の保険税額 ( $A \times B/C$ )

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額  
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額  
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

### 合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合   | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合   | ：10分の8      |
| 550万円以下の場合   | ：10分の6      |
| 750万円以下の場合   | ：10分の4      |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2      |

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、  
まずは 京極町役場 税務課にお問い合わせ下さい。

京極町役場 税務課

電話：0136-42-2111（内線 35）